

就職を控えた高校生や大学生に働くうえで必要となる労働基準法等の労働法の基礎知識を教えることで、就職後の労働トラブル等に備えてもらおうとするNPO法人あったかさサポートの取組を紹介します。

“働く前に知っておきたい基礎知識”を提供する『出前授業』

今や新規学卒者が一斉に採用され、そのまま同じ会社で生涯働ける時代ではなくなったと言われています。就業形態も若者の就労意識も多様化しています。若者の半分は非正規雇用の時代とも言われています。

NPO法人あったかさサポートは、労働関係法制度や社会保障に関する基礎的な知識や、問題解決能力を身につけることが大切だとして、社会人として巣立つ前の在学中に社会保障とりわけ、労災保険や雇用保険、健康保険や年金など労働、社会保険についての基礎的な知識を習得してもらおうと活動されています。

社会に出て直面する病気やケガ、出産、育児、介護による退職や解雇など労働トラブルに際しても、何らかの形で問題解決策を見出す力、就職前から自分で自分の職業生活を守る力を身につけてもらうことを目的として「出前授業」を積極的に展開されています。高校の社会科や公民、総合学習、人権教育、又は大学の授業やゼミ、キャリア開発、就職相談会などの時間を使って、社会人となる前に知ってほしい最低限の基礎知識を提供する授業を一緒に作ることを提案されています。

国も平成24年度にまとめた「若者雇用戦略」において、労働法の基礎知識の普及促進を打ち出しています。また、各地の労働局では、大学などと連携した労働法セミナーが実施されています。

NPO法人あったかさサポートの会員であり、労働・社会保障に関する法律、人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が、これまでの経験と相談事例を紹介しながら対応されています。出前授業の主なテーマは以下のとおりです。

【出前授業の主なテーマ】

- ① 近年の若者を取りまく雇用環境の変化
- ② 労働者とは、労働契約とは、最低賃金とは？
- ③ 働く際の労働条件など約束事と会社の「就業規則」の役割
- ④ 「求人票」「労働条件通知書」「雇用契約書」の見方とそれぞれの違い
- ⑤ 職業生活を守る社会保障制度とりわけ労働・社会保障の基礎知識
- ⑥ 他人に雇用される労働と個人請負や業務委託契約との違い
- ⑦ 正規雇用と派遣など非正規雇用の違い。また両者のグレーゾーンとは？
- ⑧ 「給与明細書」の見方と給与控除の意味
- ⑨ キャリア教育における労働関連法教育の必要性和役割
- ⑩ 労働トラブルにあった場合の相談先と上手な利用の仕方

NPO法人あったかサポートでは、高校生や大学生などを対象に以下のとおり出前授業を実施しています。



京都府立京都八幡高校の進路指導の教諭が、学校を巣立つ前3か月のこの時期に、社会人としての心構えと働く際のリスクヘッジがとれるようにと企画。就職を間近に控えた生徒が、熱心に聞き入っています。(25.12.16)



花園大学の社会福祉学科の授業での出前授業。社会福祉士の資格取得を目指す学生が、労働トラブルへの具体的な対処法や、福祉現場での労働者を取り巻く状況について、専門家の話に耳を傾けています。(25.11.1)

※ 出前授業について詳しくお知りになりたい場合は、NPO法人あったかサポートのホームページをご覧ください。

あったかサポート

検索